6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してナイジェリア連邦共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためナイジェリア連邦共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ナイジェリア連邦共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してナイジェリア連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ナイジェリア連邦共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら事業のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく事業の実施に当たり、事業の実施に従事する者及びナイジェリア連邦共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

9　ナイジェリア連邦共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　事業の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　事業に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をナイジェリア連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年五月二十六日にアブジャで

ナイジェリア連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　庄司隆一

ナイジェリア連邦共和国

保健大臣　オニェブチ・チュク閣下

（ナイジェリア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をナイジェリア連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年五月二十六日にアブジャで

ナイジェリア連邦共和国

保健大臣　オニェブチ・チュク閣下

日本国特命全権大使　庄司隆一閣下

○外務省告示第二百十号

アメリカ合衆国政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の批准書を平成二十四年八月二十一日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年十一月二十一日にアメリカ合衆国について効力を生じた。

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

エジプト・アラブ共和国	平成二十四年九月二十六日
ロシア連邦	平成二十四年十月十九日
イタリア共和国	平成二十五年一月二十一日
ウルグアイ東方共和国	平成二十五年三月二十六日
スイス連邦	平成二十五年九月二十四日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

エジプト・アラブ共和国	平成二十四年十二月二十六日
ロシア連邦	平成二十五年一月十九日
イタリア共和国	平成二十五年四月二十一日
ウルグアイ東方共和国	平成二十五年六月二十六日
スイス連邦	平成二十五年十二月二十四日

（平成二十四年八月二十一日付け、同年十月二日付け、同年十月二十四日付け、平成二十五年一月二十一日付け、同年三月二十六日付け及び同年九月二十六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十六年六月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十一号

トーゴ共和国政府及びモーリタニア・イスラム共和国政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を、それぞれ、平成二十四年四月二十三日及び同年五月四日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十五年四月二十三日にトーゴ共和国について、また、同年五月四日にモーリタニア・イスラム共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十四年四月二十六日付け及び同年五月二十八日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十六年六月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百六十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務を次のように定め、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
（項）社会保障・税番号活用推進費 （目）社会保障・税番号制度システム整備費補助金（市町村（特別区並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の事務組合及び広域連合（後期高齢者医療広域連合を除く。）を含む。）に係るものに限る。）	全ての都道府県	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知

○文部科学省告示第七十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、平成二十五年文部科学省告示第百二十六号（文部科学省所管の補助金等に関する事務を福島県教育委員会が行うこととなった件）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の補助金等から適用する。

平成二十六年六月二十五日

文部科学大臣　下村　博文

制定文中「により、」の下に「福島再生加速化交付金及び」を、「福島定住等緊急支援交付金（」の下に「いずれも」を加える。